

申請の〈てびき〉及び〈添付書類〉について

1 申請に必要な書類

(1) 建築物等の許可申請書(法第 76 条第 1 項の規定による許可申請書)

- ・ 申請書提出前に土地区画整理組合から土地区画整理事業施行者記入欄に押印を 3 部とも受けてください。

(2) 証明書の写し

仮換地指定通知書、仮換地案内図、仮換地位置図及び仮換地明細図の写し

保留地を購入した場合は、保留地証明書の写し

- ・ 土地区画整理組合から仮換地指定通知書又は保留地証明書に原本証明を 1 部受けて正本に添付し、副本 2 部には、そのコピーを添付してください。
- ・ 仮換地指定通知書は、あて先と申請する街区及び画地が表示されている書面
- ・ その他は、申請する街区及び画地が表示されている図面

※ 上記書類については、組合員が所有しています。

(3) 従前の土地の全部事項証明書(原本 1 部・コピー 2 部)

- ・ 保留地の場合は不要です。
- ・ 住宅等建築時に土地区画整理法第 76 条第 1 項の許可がされており、新たに住宅等に付随した外構工事を行う場合も不要です。

(4) 添付図面

建物配置図、建物平面図、立面図(S=1/100~1/200)及び矩計図(1/20~1/50)

- ・ 建物配置図には、隣接境界線から建物外壁面までの距離を明記してください。
- ・ 外構の場合は、外構の配置図及び立面図並び標準図等も添付してください。

(5) 土地所有者承諾書

- ・ 申請者以外に所有者がいる場合に提出していただきます。
- ・ 所定の用紙に署名及び押印(認印)のうえ添付してください。
- ・ 使用する仮換地の従前地に係る共有者全員の署名及び押印が必要です。
- ・ 申請者が登記簿上所有権のない場合、土地使用収益権を証明する書類(売買又は賃貸借契約書等)の写しを添付してください。(金額は、マジック等で消してください。)
- ・ 親子関係により契約書等がない場合は、土地所有承諾書の土地所有者氏名の下に「申請人は私の子である」と記入してください。

(6) 委任状

- ・ 代理人からの申請の場合は、代理権を証する委任状を添付してください。その場合でも申請人は委任を受ける者ではなく委任する者を記入してください。
- ・ 押印箇所は、(正本)、(副本)とも押印してください。(認め印可。シャチハタ不可。)
- ・ 法人で申請される場合は、法人名・代表者氏名・住所を記入し、代表者印を押印してください。

2 提出部数

3 部 正本 1 部(都市政策課)・副本 2 部(本人・土地区画整理組合)

土地区画整理法第 76 条許可申請のながれ

申請者



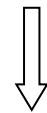
- (1) 申請書(添付書類含む)3部(正本1部・副本2部)を土地区画整理組合へ提出する。

土地区画整理組合 (下表のとおり)



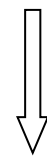
- (2) 土地区画整理組合は事務手続き後、申請書3部を申請者へ返す。

申請者



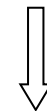
- (3) 申請者は、土地区画整理組合から受取った申請書3部を「都市政策課」へ提出する。

都市政策課



- (4) 「都市政策課」は申請内容を審査し決済後、許可書及び申請書(副本1部)を申請者へ交付する。
[申請書原本は都市政策課で保管、副本1部は土地区画整理組合の控え]

申請者



- (5) 申請者は、許可を得た行為を実施する。

行為の実施

★申請書類に不備等がなければ、「都市政策課」へ書類を提出してから1週間ほどで許可書が受取れます。

土地区画整理組合一覧表

(令和2年2月末現在)

組合名	郵便番号	事務局所在地	TEL	FAX
松本市岡田東 土地区画整理組合	390-0315	JA松本ハイランド女鳥羽支所	46-2330	46-7584
		松本市大字岡田町449-1		